

納税通知書の見方

①「**年税額**」:1年間の合計税額です(②+③+④の合計額です。)

②「**給与特徴税額**」:年税額の内、給与から特別徴収(天引き)となる税額です。本税額については勤務先経由で「給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」としても通知しておりますのでご確認ください。

⑤4・6・8月の公的年金から特別徴収(天引き)となる各月ごとの税額です。
※前年度通知済の金額と、今回通知の金額が異なっている場合には、還付が生じる場合があります。その場合は、後日納税課よりご連絡をいたします。

⑥10・12・2月の公的年金から特別徴収(天引き)となる各月ごとの税額です。
※⑤と⑥の合計額は、③の額と同額となります。

⑧所得金額の記載欄です。所得が複数ある方は、種別ごとにそれぞれ記載されます。給与や公的年金等による収入は、それぞれの規定された計算式を用いて所得金額を算出します。

⑨所得控除の記載欄です。市民税・都民税は、所得金額から所得控除を差し引いた額に税率を乗じて計算いたします。税額の計算方法や各種所得控除額については、納税通知書の裏面をご参照ください。

年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
1	2	3	4

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金となります。

通知書番号	
金融機関名 (支店名)	
口座番号	
口座名義人	

▼一括で納めていただく場合
※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

③「**年金特徴税額**」:年税額の内、公的年金から特別徴収(天引き)となる税額です(4月から翌年2月支給分までの年金天引きとなる額の合計額です。)

年金天引きとなる税額は、所得の種類において、公的年金等の所得から生じる税額のみとなります。

今年度から年金天引きが開始となる方は、10月分の支給額から天引きが開始されます。天引きが間に合わない4・6・8月分は④「普通徴収税額」としてご納付いただきます。また、前年度に年金天引きの中止事由に該当した場合も、同様に、4・6・8月分は普通徴収となり、10月分の支給額から天引きが開始されます。

④「**普通徴収税額**」:年税額の内、本通知に同封されている納付書により納めていただく税額です(口座振替の方の場合は、ご指定の口座から引き落としとなる金額です。ただし、過年度の税額については、口座振替されないため、同封の納付書により納めていただきます。)

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額	5
--------------	---

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	6
--	---

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額	7
--------------	---

⑦翌年の4・6・8月支給分の公的年金から特別徴収(天引き)となる税額です。

⑩住宅借入金等特別控除や寄附金控除(ふるさと納税)等の税額控除の適用がある方は、こちらに記載されます。

【ふるさと納税を申告したのに控除額の記載がない方】

以下に該当する場合、ふるさと納税分の寄附金控除が適用されていない可能性があります。

(1)ワンストップ特例の申請をしたが、別途確定申告も提出し寄附金控除を申告しなかった。

(2)確定申告をする際、寄附金控除の申告はしたが、2表の住民税・事業税に関する事項における寄附の内訳欄に記載をしなかった。

※上記に該当する場合は申告の修正が必要になりますので、税務署または国分寺市役所へお問合わせください。

▼所得金額等

給 与 取 入	
公 的 年 金 等 取 入	

⑧

▼所得控除額

控 除 合 計	9
---------	---

▼扶養親族該当区分

控 除 額	特 定	同 老	老 人	16歳未満	同 年	特 障	他 障	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	勤 労 学 生
-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	---------

▼算出税額

税 額 控 除 前 所 得 割 額	
所 得 割 均 等 割 額	
森 林 環 境 税 額	
減 免 額 ・ 免 除 額	
年 税 額 (住 民 税 及 び 森 林 環 境 税 の 額)	
給 与 ・ 公 的 年 金 等 か ら の 特 別 徴 収 税 額	
差 引 普 通 徴 収 税 額 (本 年 度 納 め て い た だ く 額)	
控 除 不 足 額 (う ち 還 付 額)	

⑩

▼課税標準額

合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

通知書の様式は、法改正等により変更となる場合があります。

令和8年度 税制改正について

物価上昇局面における負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引上げ・大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました(※改正は令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の市民税・都民税・森林環境税の計算から適用されます。)

上記等の税制改正に係る詳細は、以下より市のホームページをご参照ください。

URL:<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/zeikin/juminzei/1034978.html>



還付通知について

所得の減額や控除の追加等の申告をされたことにより税額が下がる方には、納税通知書及び差替え版の納付書を送付いたします。

減額前の税額を既に納めていて過納がある方には、後日、納税課から還付に関する通知を送付いたします。

※還付に関するお問合せは、下記の納税課納税管理係へお願いいたします。

※税額・課税内容に関するお問合せは、下記の課税課住民税係へお願いいたします。



お問合せ先 **【課税課住民税係】 042-312-8620(直通)**
【納税課納税管理係】 042-312-8624(直通)

よくあるご質問・Q&A

Q:現在国分寺市に住んでいないのに納税通知書が送られてきた

A:市民税・都民税・森林環境税は、賦課年度の属する年の1月1日時点で居住していた市区町村にて1年度分が全額課税されます。1月2日以降に国分寺市から転出してもご納付先は国分寺市となります。

Q:会社を退職して収入がないのに納税通知書が送られてきた

A:市民税・都民税・森林環境税は、賦課年度の属する年の前年の1月1日から12月31日までの所得等により課税いたします。このため、現時点で無収入であっても賦課年度の属する年の前年に所得があった方は、課税になる場合があります。

Q:亡くなった親族の納税通知書が送付されてきた

A:市民税・都民税・森林環境税は、1月1日が賦課基準日となるため、賦課年度の属する年の1月2日以降に亡くなった場合であっても1年度分全額がご納付いただく税金となります。

また、納税通知書送付前に相続人代表者指定届のご提出をいただいていない場合は、同一世帯のご親族を送付先と設定させていただき納税通知書を送付いたします。

Q:納付書が複数回送られてきた

A:確定申告の修正をしたことなどにより、年度の途中で市役所に新たな課税資料が届いた場合、税額を再計算の上、税額の変更通知書と新しい納付書を送付いたします。

このような場合、基本的には、新しい納付書にてご納付いただきますよう、お願いいたします。

Q:給与から天引きされているのに納税通知書が送られてきた

A:会社の給与以外に所得があり、確定申告書にて給与以外の所得の徴収方法を「普通徴収(自分で納付)」として選択されている場合は、給与以外の所得に係る税額を普通徴収分として計算いたします。

Q:公的年金等を数年前から受給しているのに今年から年金天引きが開始された

A:年金天引きの対象となるのは、賦課年度の属する年の4月1日現在に65歳以上になっている方となります。ただし、受給額等の関係により65歳以上の方であっても年金天引きの対象にならない場合があります。

Q:公的年金から天引きされる各月の税額はどのように計算しているのか

A:「4・6・8月」は、前年度の年金天引き額の合計額の2分の1に相当する額を3分の1ずつ徴収し、「10・12・2月」においては、現年度の年金天引き額の合計額から「4・6・8月」に徴収した額を差し引き、残った税額を3分の1ずつ徴収いたします。

このような計算方法のため、前年度と比較して税額が大きく変わっている方は、「4・6・8月」と「10・12・2月」の天引き額に差が生じる場合があります。

Q:今まで年金天引きされていたのに国分寺市に転入してきたら普通徴収(納付書・口座振替)になった

A:法令により、賦課年度の属する年の前年に他の市区町村から転入された方の年金天引きは、10月から行うこととなります(受給額等の関係により天引きとならない場合もあります。)

このため、年金天引きがされなかった4・6・8月分の税額は、普通徴収(納付書・口座振替)によりご納付いただくこととなります。